

新監査公表第13号

平成24年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

平成26年12月25日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
 同 宮 本 裕 将
 同 佐 藤 豊 美
 同 渡 辺 仁

平成24年度包括外部監査
 「消防事業に関する事務の執行について」

新潟市長が講じた措置

報告書頁	監査結果の概要	結果に対する措置	
		(平成25年度)	(平成26年度)
129	<p>指摘事項 No. 5 IV 新潟市消防事業の詳細 第4 情報システム 4. ユーザーID 及びパスワードの管理</p> <p>ユーザーID が共有利用されており、データダウンロードの権限は全てのID に付与されていることから、情報漏洩のリスクが高いと言える。</p> <p>ユーザーID を個人ごとに設定し、データダウンロード権限は業務上必要な担当者にのみ付与することが必要である。</p>	<p>ユーザーID の個人付与及びデータダウンロードの権限等について、平成26年度末までにシステム開発者と協議を行い対応してまいります。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>情報漏洩のリスクを低減するため、平成27年2月より、ユーザーID を個人ごとに設定し、利用履歴を残すとともに、データダウンロード権限を業務上必要な担当者にのみ付与することにいたします。</p> <p style="text-align: center;">【方針決定】</p>

※措置欄に記載の【方針決定】について

【方針決定】は、外部監査人の指摘や意見について、改善措置は完了していないが、措置方針は決定していることを示しているもので、監査委員事務局において追記したものです。